

上越市棚田米ロゴマーク使用ガイドライン



棚
の
極

上
越
市
棚
田
米

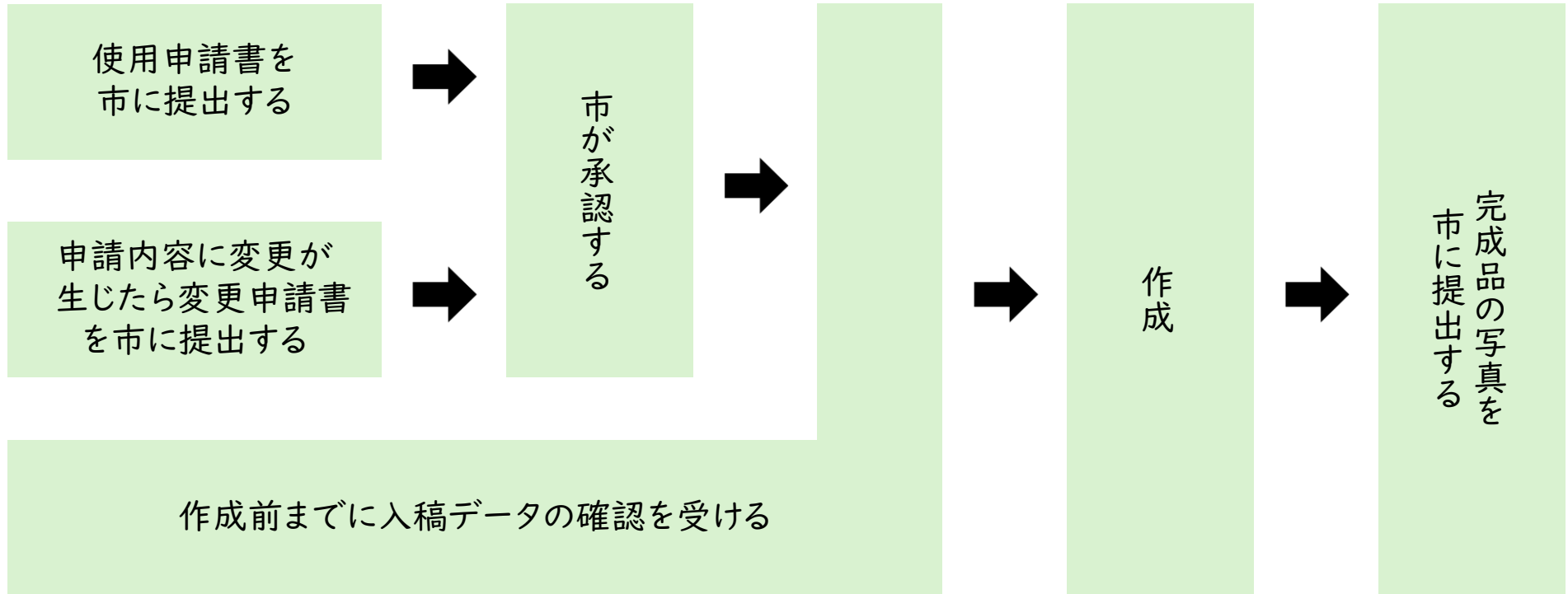


TANANOKIWAMI

決まりごと

- ロゴマークを使用できるのは、上越市棚田米の生産者・販売者・飲食店等での提供者です。
- **ロゴマークは無料で使用できますが、使用する時は申請が必要です。**
- 申請書の添付資料として次の資料が必要です。
 - ① ロゴマークを使用したデザインの入稿データや使用方法が確認できるイメージ図
 - ② 生産者：上越市棚田米を生産している農地の所在地
 - ③ 販売者、飲食店等提供者：上越市棚田米を取り扱っていることが確認できる取引明細などの書類
 - ④ 法人、団体：定款またはそれに類するものの写し
- ロゴマークは承認を得た用途のみに使用してください。
- ロゴマークの形状は、改変することなく、縦横比を保持したまま使用してください。
- ロゴマークの色彩を変更する場合は、本ロゴマークとして認識できる範囲としてください。
- **必ず作成前に、実際の入稿データを提出してください。使用方法が適切か確認します。**
- **ロゴマークを使用した商品等の完成後は、速やかに、完成品の写真を市に提出してください。**
- 使用期間は、承認日の属する年の翌々年の3月31日までです。
- **申請内容に変更がある場合は、変更申請書を提出してください。**
- **次の場合は承認を取り消され、使用者が受ける損害について市長はその責めを負いません。**
 - ① 虚偽の申請によりロゴマークの使用承認を受けたとき
 - ② 使用承認の決定内容や承認条件に違反したとき
 - ③ ロゴマークの運用に重大な支障を来す行為や信用を著しく損なう行為があったとき

ロゴマーク使用方法



※申請書は記載例を参考に
作成いただき、不明な点は
お気軽にお問い合わせください。

(注意) ロゴマークを使用して、新たなデザインを作成する場合、申請時もしくは承認後に
実際の入稿データをご提出ください。ロゴマークの使用方法が適切か確認いたします。
市が入稿データを確認してから作成していただけます。(変更時も同様です)

基本デザイン

横配置



縦配置



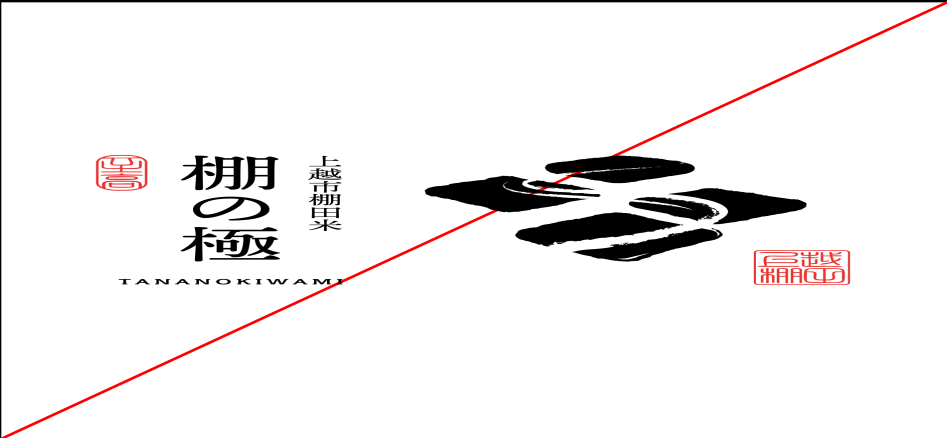


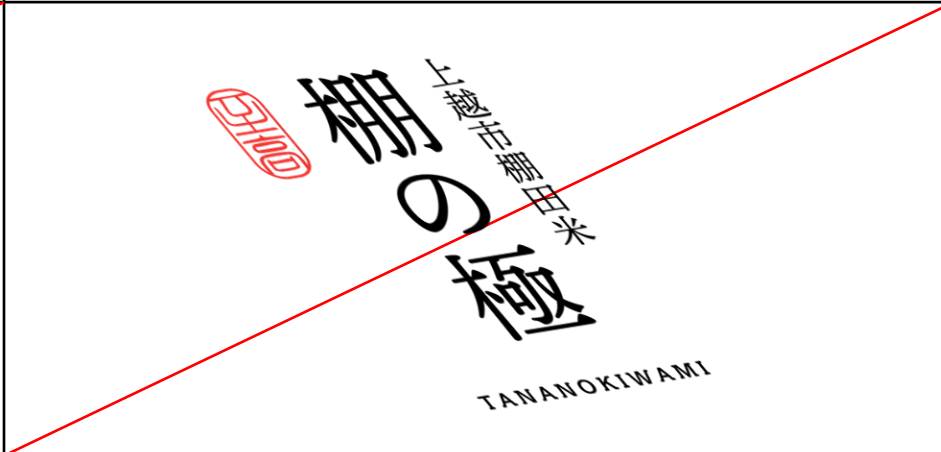
分割デザイン

基本デザインを分割して使用する場合は、下記のデザインを使用してください。
必ず「棚の極(文字)」と「図柄」の両方を配置することとし、どちらか一方のみを単独で使用したり、
これ以上要素を分解して使用することはできません。

文字				
図柄				

使用禁止例

縦横比や書体を変更せず、コントラストの得られない表示を避け、常に明瞭に表示してください。

縦横比を変更している	背景色が薄く、ロゴの視認性が低い
	
文字の書体を変更している	斜体に変形させ、図柄を使用していない
	

使用例



分割デザインを配置



図柄を模様として配置、背面に基本デザインを配置



基本デザインを配置



分割デザインを配置



基本デザインをシールにして貼付



基本デザインの文字を透過